三十八、新光製菓株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第三十二号

排除命令

愛知県豊橋市老松町百九十二番地

新光製菓株式会社

右代表者 代表取締役 鈴木光次

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十七号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、新光製菓株式会社は、その販売する小売価額百円の「笹餅」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「笹餅」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約一割五分に相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認する

ことができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

新光製菓株式会社（以下「新光製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

新光製菓は、小売価額百円の「笹餅」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十年四月頃から自社工場において製造し、愛知県、その他の地域に販売している。

当該商品は、「笹餅」八個が、縦三十・七センチメートル、横十二・三センチメートル、高さ二・五センチメートル（総容積約九百四十四立方センチメートル）の包装箱に詰められ、一個の笹餅は、笹餅と標示した笹葉模様の紙に縦七・三センチメートル、横五センチメートルの大きさにくるまれ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、包装箱の周囲は幅約二センチメートルのレース編模様の紙リボンをもつて縁取りがほどこされており、あたかも外見からは、当該笹餅が、包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記レース編模様の紙リボンの下に幅一・三センチメートルの額縁状の枠がほどこされ、厚さ〇・一センチメートルのダンボール紙で高さを一・二センチメートルに保つようにあげ底されており、その上に笹餅八個が詰められている。その笹餅一個は縦五・六センチメートル、横四・五センチメートル、厚さ〇・七センチメートル（体積約十七・六立方センチメートル）であるが、これが笹葉模様の紙で、縦七・三センチメートル、横五・〇センチメートル、厚さ一・二センチメートルの大きさにくるまれたものであつて、結局、笹餅八個の総体積は、包装箱の総容積の約一割五分にすぎない。

よつて、新光製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される

表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

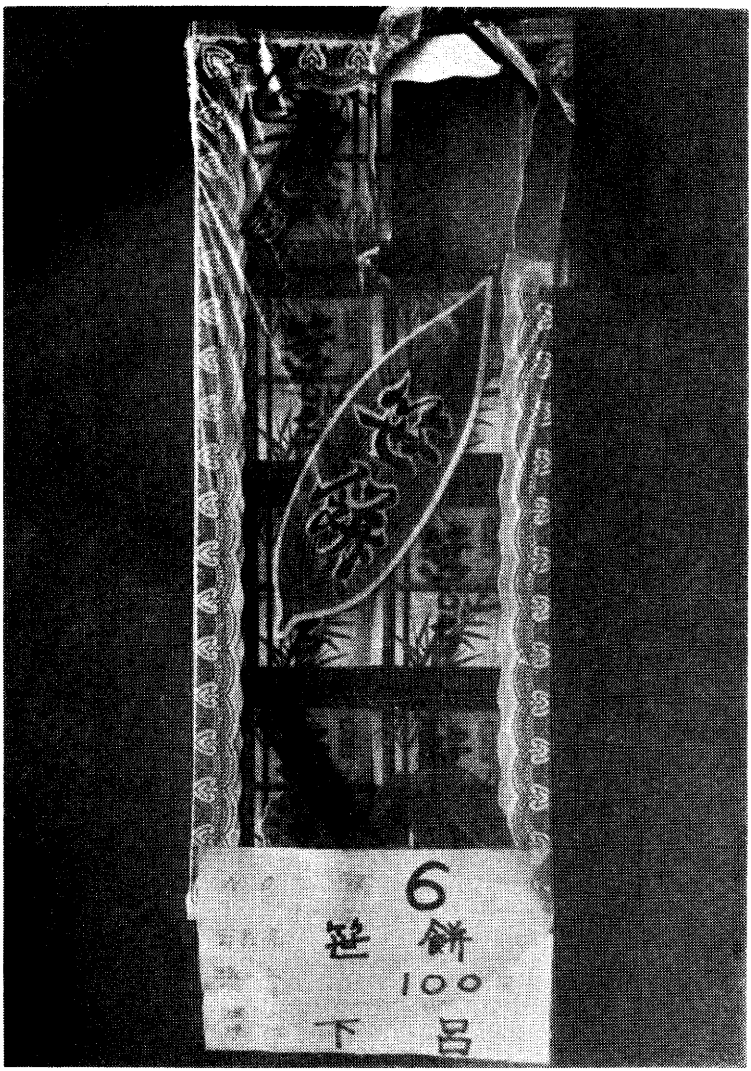
法の適用

前記事実によれば、新光製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子


6
餅
100
呂
下